

埼玉労基 0106 第 11 号
令和 4 年 1 月 6 日

各 位

埼玉労働局長



「建材中の石綿含有率の分析方法について」の一部改正について

日頃から、労働行政の推進につきまして、ご理解、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、建材中の石綿含有率の分析方法については、平成 18 年 8 月 21 日付け基発第 0821003 号「建材中の石綿含有率の分析方法について」（以下「分析方法通達」という。）において示されているところですが、今般、新たに標記に関連する日本産業規格として、令和 3 年 8 月 20 日付けで JIS A 1481-5（建材製品中のアスベスト含有率測定方法－第 5 部：X線回折法によるアスベストの定量分析方法（第 1 部の定性的判定方法を用いる場合の方法））が制定されたところです。

つきましては、石綿障害予防規則（平成 17 年厚生労働省令第 21 号。以下「石綿則」という。）第 3 条第 4 項による石綿等の使用の有無の分析について、下記のとおり分析方法通達が改正されることとなりましたので、傘下会員への周知につきまして、格別の御配慮を賜りますようお願い申し上げます。

なお、令和 3 年 8 月 20 日から本通達発出日までに JIS A 1481-5（建材製品中のアスベスト含有率測定方法－第 5 部：X線回折法によるアスベストの定量分析方法（第 1 部の定性的判定方法を用いる場合の方法））により石綿等の使用の有無を分析したものについても石綿則第 3 条第 4 項の規定による分析を実施したものと取り扱って差し支えないこととされていることを申し添えます。

記

分析方法通達本文中「JIS A 1481-4（建材製品中のアスベスト含有率測定方法－第 4 部：質量法及び顕微鏡法によるアスベストの定量分析方法）が平成 28 年 3 月 22 日に制定され」の後に、「JIS A 1481-5（建材製品中のアスベスト含有率測定方法－第 5 部：X線回折法によるアスベストの定量分析方法（第 1 部の定性的判定方法を用いる場合の方法））が令和 3 年 8 月 20 日に制定され」を加え、記の 1 を次のように改める。

1 JIS A 1481-1（建材製品中のアスベスト含有率測定方法－第 1 部：市販バルク材からの

試料採取及び定性的判定方法)、JIS A 1481-2 (建材製品中のアスベスト含有率測定方法—第2部: 試料採取及びアスベスト含有の有無を判定するための定性分析方法)、JIS A 1481-3 (建材製品中のアスベスト含有率測定方法—第3部: アスベスト含有率のX線回折定量分析方法)、JIS A 1481-4 (建材製品中のアスベスト含有率測定方法—第4部: 質量法及び顕微鏡法によるアスベストの定量分析方法) 又は JIS A 1481-5 (建材製品中のアスベスト含有率測定方法—第5部: X線回折法によるアスベストの定量分析方法 (第1部の定性的判定方法を用いる場合の方法))